

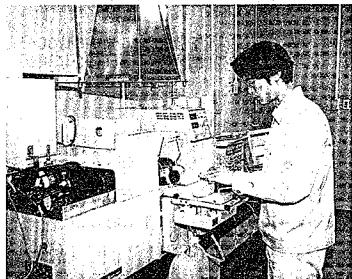
水道水の水質検査結果

(平成12年4月21日実施)

健康に関する検査項目 (29項目)

(単位: 特記のほかはmg/l)

分類	項目名	水質基準値	給水検査結果
病原生物	一般細菌	1mlの水で形成される集菌数が100以下	0個/ml
	大腸菌群		検出されないこと
無機物質・重金類	カドミウム	0.01以下	0.001未満
	水銀	0.0005以下	0.00005未満
	セレン	0.01以下	0.001未満
	鉛	0.05以下	0.001未満
	ヒ素	0.01以下	0.001未満
	六価クロム	0.05以下	0.005未満
	シアン	0.01以下	0.001未満
	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10以下	0.4
	フッ素	0.8以下	0.06未満
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満
一般有機化学物質	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002未満
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006未満
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.001未満
	ベンゼン	0.01以下	0.001未満
	クロロホルム	0.06以下	0.011
	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.002
消毒副生成物	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.006
	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満
	塩トリハロメタン	0.1以下	0.019
	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	0.0002未満
	シマジン	0.003以下	0.0003未満
農薬	チオラム	0.006以下	0.0006未満
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満



厳重な水質検査を行っています

水道水が有すべき性状に関する検査項目 (17項目)

(単位: 特記のほかはmg/l)

分類	項目名	水質基準値	給水検査結果
色	亜鉛	1.0以下	0.01未満
	鉄	0.3以下	0.03未満
	銅	1.0以下	0.01未満
	マンガン	0.05以下	0.005未満
味	ナトリウム	200以下	5.9
	塩素イオン	200以下	8.6
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	17
	蒸発残留物	500以下	50
臭	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10以下	0.5
	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満
発泡	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	0.001未満
	フェノール類	フェノールとして0.005以下	0.005未満
におい	pH値	5.8以下8.6以下	7.2
	臭気	異常でないこと	異常なし
基礎的性状	臭気	異常でないこと	異常なし
	色度	5度以下	1
濁度	色度	5度以下	1
	濁度	2度以下	0.1未満

水道水の

水質検査結果を公表

今年も全ての水質基準をクリア!
新津の水道水は安全です!!

水道局の満願寺浄水場では、市民の皆さんが安心して水道水を使っているから安心して水道水に水質検査を行っています。今号では、その水質検査結果についてお知らせします。

化学物質と水道水

水質基準に定められる化学物質は、主に人間の産業活動に伴い発生するものです。自然の浄化能力を超えて排出された、いわば「過剰物質」が河川水をはじめとする水道水源の汚染を進行させ、水道の水質を悪化させる大きな原因となります。

浄水場では、さまざまな設備や高度な技術を駆使してこれらの物質を監視し、除去しています。左上の表を見ると、農薬やほかの化学物質の検査結果は、いずれも基準値を大幅に下回っており、そのことを裏付けています。

しかし、命の源ともいえる大切な水源をいままでもきれいに保つことが安全な水道水を得ることの基本です。一人ひとりが水の大切さを認識し、身近なところから「水源の保全」を実行していきましょう。

水道局では、これからもさらに浄水施設の整備や水質検査体制を充実し、市民の皆さんから安心して使っていただける水道水を追求していきます。

●問い合わせ 水道局業務課 (022-2090)へ。

お買物、ご用命は市内で

『女性のお顔剃り』 やっています。

レディースシェーブ ¥3,000

ゆでたまごみたいなお肌
マッサージ付き

ブライダルシェーブ ¥4,000

マッサージ・バック付き



予約優先

田家1 ☎22-1370



見積無料

おまかせ下さし!

雨トイ・屋根・外壁工事

住まいのトータルリフレッシュ

サンメイク

新津市東町1-9-16

☎(0250) 23-0407

児童手当

が小学校入学前まで支給に

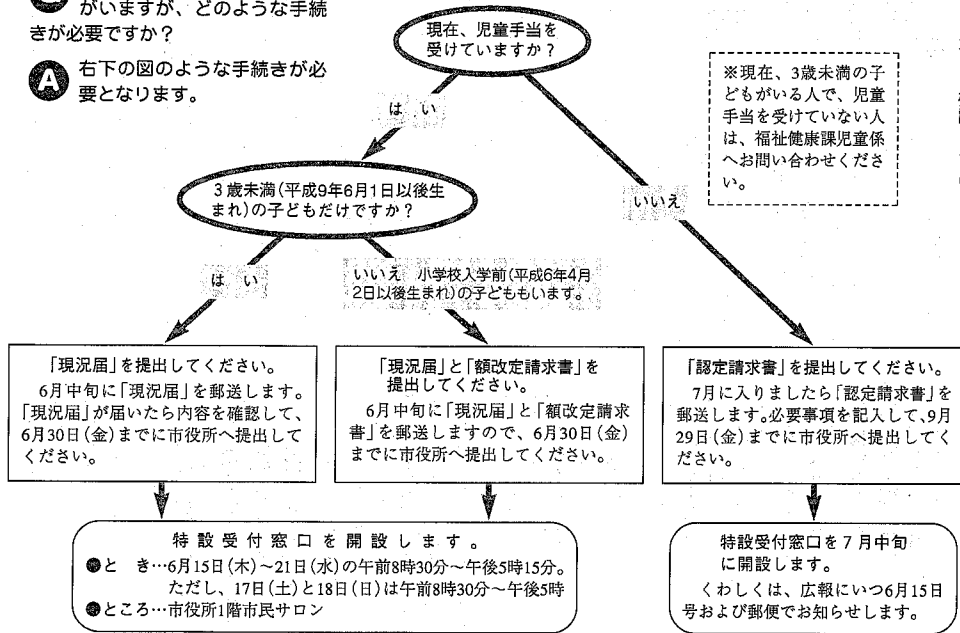
問い合わせは、
福祉健康課児童係
☎24-2111(内線255)へ。

現在、3歳未満の子どもを養育している人に支給されている児童手当は、制度が改正され、平成12年6月1日から右の表のようになります。

対象年齢	改正前		改正後	
	3歳未満		義務教育就学(小学校入学)前 ※平成6年4月2日以後に生まれた児童	
手当月額	第1子・第2子	5,000円	第1子・第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円	第3子以降	10,000円
支払時期	2月、6月、10月		2月、6月、10月	

- Q 児童手当の支給を受けるにはどうすればいいでしょうか?
- A 児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。市役所(公務員は勤務先)へ申請書を提出してください。また、右の事項にご注意ください。.....▶
- Q 私には小学校入学前の子どもがいますが、どのような手続きが必要ですか?
- A 右下の図のような手続きが必要となります。

※平成12年9月30日までに申請すると、平成12年6月分までを上限としてさかのぼって支給されます(9月以前に支給要件に該当する月分に限りです)。
※必要に応じて「年金加入証明書」「所得証明書(児童手当用)」を提出していただくことがあります。
※所得が一定額以上の人には、児童手当は支給されません(所得制限額については福祉健康課児童係へお問い合わせを)。



児童手当を振り込みます

2月から5月分の児童手当特別給付を受給者の皆さんの口座へ6月5日(月)に振り込みます。入金をご確認ください。

お買物、ご用命は市内で

＝夏の涼菓＝ シソゼリー

新津で製産された健康飲料シソエキスを
使った夏のご贈答品です



6個入 1,300円
9個入 1,850円
12個入 2,400円

1個 180円



100g - 320円
6月2日(金)、3日(土)、4日(日)

にいつ オサカヤ

TEL 22-0112
新津市本町2